

## 【アメリカ】最高裁、個人からの政治献金上限規制に違憲判決

2014年4月2日、連邦最高裁は、個人からの政治献金の上限規制の是非をめぐる訴訟の判決において、現行の上限規制は、言論の自由を謳った合衆国憲法修正第1条に違反し、違憲であるとの判断を下した。9名の裁判官のうち5名が違憲と判断し、合憲と判断した4名を上回った。同訴訟は、上限規制を不服としたアラバマ州の実業家が共和党全国委員会と共同で連邦選挙管理委員会に対して提起したものである。今回の判決は、2年ごとの選挙サイクルを通じて、個人からの献金の総額を、複数の候補者に対して48,600ドル、州・地域政党委員会に対して74,600ドルとする上限規制を無効とするものである。ただし、候補者一人あたりの献金額を、予備選及び本選において、それぞれ2,600ドル以内とするルールには影響しない。同判決に対して、共和党側は、概して、言論の自由を後押しするものであると歓迎する一方で、民主党側は、富裕な者の政治的影響力が強まることを懸念し、激しく反発していると報じられている。(海外立法情報課・岩澤 聡)

## 【アメリカ】ウクライナ支援法の成立

2014年4月3日、オバマ大統領の署名により「ウクライナの主権、全体性、民主主義及び安定の支援に関する2014年の法律（ウクライナ支援法）」が成立した（P.L.113-95）。同法は、ウクライナに対する10億ドルの債務保証を認可するとともに、幅広い支援策を規定した。具体的には、国務長官に対して、ヤヌコーヴィチ前大統領やその側近等の汚職に関連する資産をウクライナ政府が回収できるよう支援することを命じるほか、ウクライナの汚職対策、経済やエネルギー供給の多様化、民主的な組織・団体の強化、ジャーナリストや市民活動家の保護等の支援措置に対して5000万ドルを割り当てている。さらに、大統領に対しては、中・東欧諸国間や米国、EUも含めた安全保障協力の取組みの強化や防衛物資の供給等の支援を命じ、これらの措置に1億ドルを割り当てるとともに、ウクライナにおける重大な暴力行為や人権侵害等に関与したウクライナ人やロシア人に対して、米国内の資産の凍結及び渡航禁止の制裁を課すことを命じている。(海外立法情報課・岩澤 聡)

## 【アメリカ】養子縁組手続正確化法

2014年1月16日、移民及び国籍法を改正し、養子縁組が実施された州で、事後に作成された当該子の出生証明書、州裁判所が発令した当該子の氏名及び誕生日を修正する命令等の内容を、市民権証明書等の連邦の書類に正しく反映させることを義務付ける内容の養子縁組手続正確化法（P.L.113-74）が成立した。海外からの養子縁組の場合、送出国の社会事情、子が孤児である等の理由で、子の正確な誕生日が不明なことも多くあり、送出国の不正確な記録に基づき、アメリカへの入国・移民手続を進めざるを得ないことがある。子の実年齢が送出国の記録と大幅に異なる場合、学校への入学時期が遅れる等、子にとっての不利益が多いため、州裁判所は医学的な証拠がある場合は、そこから導かれるものを子の正しい生年月日と認め、州の公的な文書の修正を命じるのが通例である。しかし、このような修正は、これまでは市民権証明書等に反映されてこなかったため、子は連邦と州で異なる生年月日となり、様々な不具合が生じていた。(海外立法情報課・井樋 三枝子)

## 【アメリカ】2013年国家統合干ばつ情報システム再授權法

火災、水不足、農作物被害等を引き起こす深刻な干ばつの恒常化を受け、2006年に国家統合干ばつ情報システム（NIDIS）設立法が制定された（P.L.109-430）。NIDISは干ばつを予測し、準備することにより被害を軽減すること等を目的とし、国立海洋大気庁（NOAA）の統括のもと、連邦、州、研究者等が協力し、干ばつへの準備や干ばつ対応の政策決定に資する情報を共有、検討及び発信する事業である。連邦では農務省、商務省、エネルギー省、内務省、国土安全保障省、運輸省、保健福祉省等における関係部門が参加する。NIDIS事業に関し、2014年度から5年間の1300万ドルの歳出を再授權するため、2014年3月6日、2013年国家統合干ばつ情報システム再授權法（P.L.113-86）が成立した。同法は新たに、早期干ばつ警告システム事業の明確な再定義をするとともに同システムの増強に必要な研究及びNIDIS事業の実施評価・諸計画につき、商務省海洋大気担当次官が連邦議会に対し、法制定後180日以内に報告する義務も定めた。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

## 【EU】加盟国の経済状況の詳細レビュー

EUは、経済・財政政策における協調を図るため、毎暦年の前半期において、加盟国の経済状況を点検・監視するサイクルを2011年から確立している。これはヨーロッパン・セメスター（European Semester, semesterは「半期」）と呼ばれるもので、概括すると、欧州委員会による「年次成長概観」の発表に始まり、マクロ経済上のリスクを抱える国々に焦点を当てた「詳細レビュー」、加盟国からの経済・財政政策に係る改革プログラム等の提出、欧州委員会による国別勧告、加盟国による当該勧告を考慮した次年度予算案の策定に至るという流れである。2014年はこのサイクルの4年目であり、欧州委員会は「詳細レビュー」の結果（COM(2014)150final）を2014年3月5日に公表した。対象国は、既に特別プログラムに基づく監視下にあるギリシャ等の4か国を除いた17か国である。「詳細レビュー」では、イタリア等の3か国について、マクロ経済上の不均衡が「過剰」であると判定された。

（海外立法情報調査室・加藤 浩）

## 【EU】有機農業関係の新しい規則案

欧州委員会は有機生産と有機生産物の表示に関する新しい規則案（COM(2014)180final）を2014年3月24日に公表した。EUの有機生産物の市場規模は過去10年間で4倍となっており、この部門のさらなる発展と将来の課題への対応のため、関連の法規の更新と調整が必要となっていた。規則案は、2012年から始まった幅広い意見公募プロセス（EU内外の有機生産の専門家に行った一連の意見聴取を含む）から得た知見に基づいて形成されており、現行の多数の例外措置の撤廃による統一的なルールの適用、リスクに基づいた管理の強化、小規模農家がグループを形成し認証を受けるシステムの採用による有機農業への参入の容易化、農家のコスト減少と透明性向上のための法令の簡素化等を含む。なお欧州委員会は、「EUにおける有機生産の将来に関する行動計画」（COM(2014)179final）も同日に採択した。

（海外立法情報調査室・加藤 浩）

## 【EU】医療・保健分野でのモバイル機器・技術の活用

EU は、加盟国国民が域内のどこでも安全で効率性の高い医療・保健サービスを受けられる社会の構築を目指している。欧州委員会は、スマートフォンやタブレット端末等のモバイル機器や関連アプリ等の諸技術を活用した医療・保健サービス（mobile health の短縮形で‘mHealth’と呼ぶ）に関する政策文書(COM(2014)219final)を 2014 年 4 月 10 日に公表した。mHealth により、サービスの質の向上、専門職の作業の効率化及び関連市場の活性化が期待できる。また mHealth の活用で、2017 年には 990 億ユーロものコストを削減できるという試算もある。欧州委員会は、mHealth に関するデータ保護、利用者の信頼確保、患者の安全等の課題を、EU・加盟国・各地域といった様々なレベルでどのように解決すべきか、2014 年 7 月 3 日まで意見を募集している。なお関連アプリに適用される現行の EU の法的枠組を分析した委員会作業文書(SWD(2014)135final)も、アプリ開発者向けの手引きとして同日に発表した。

(海外立法情報調査室・加藤 浩)

## 【イギリス】2014 年ロビー活動、非政党による選挙活動及び労働組合運営の透明化法

1945 年以降、イギリス総選挙の投票率は 70%台を維持してきたが、2000 年以降この大台を割り込んでいる。本法は 2015 年総選挙を前に、第三者が選挙に及ぼす影響を透明化することで政治の信頼復活を狙った法律である。第一の柱は大臣、政務次官に対してロビー活動を行う業者に登録を義務付け、四半期ごとに顧客情報を開示させることである。既に大臣、政務次官は外部機関との接触を公開することが求められているが、これを補完することになる。第二の柱は選挙において直接当事者でない者が選挙運動を行うことへの規制を強化することで、選挙前準備期間（通常 1 年だが 2015 年においては 7 か月半）における団体ごとのイギリス全体での支出上限が 98 万 8800 ポンドから 45 万ポンドに抑えられ、選挙区ごとの上限が新たに 9,750 ポンドとして定められた。なお特定候補者に支援又は反対するための支出上限は別に定められ、こちらは 500 ポンドから 700 ポンドに引き上げられた。

(海外立法情報課・岡久 慶)

## 【イギリス】2013 年名誉毀損法—名誉毀損ツーリズムの終わり—

2013 年 4 月 25 日に名誉毀損法が成立し、翌年 1 月 1 日に施行された。それ以前の名誉毀損訴訟はコモンローの運用に拠る所が大きく、裁判では該当する声明の正当性、公平性、免責事由（公益のための報道等）の存在をもって抗弁できたが、立証責任は被告側に課せられていた。名誉毀損訴訟は被告にとって著しく不利で、外国の企業や富豪が不都合な報道にイギリスの訴訟を利用して圧力をかける事例が「名誉毀損ツーリズム」として知れ渡り、2008 年には国連人権委員会で批判されるまでになっていた。2013 年法はこうした状況を背景に、原告側に名誉毀損で被る深刻な被害の証明責任を課す、訴追対象の声明が表す見解が当時の情報から公正であることを抗弁事由とする、イギリス又は EU に本籍をおかない者への訴訟を制限する、ウェブサイト上の名誉毀損について責任がサイト管理者に及ぶ場合を明確化する、科学／学術誌論文を査読済であることを条件に免責する等の新規定を設け、名誉の保護と表現の自由のバランスを再調整している。(海外立法情報課・岡久 慶)

## 【イギリス】トロイの木馬事件—マイノリティの教育に関する問題—

トロイの木馬事件とは、2014年3月にバーミンガムで報じられた、イスラム過激派が小中学校の教育に影響を及ぼし続けていたとする陰謀の呼称である。詳細は地元紙にリークされた手紙で明らかになったが、手紙自体は警告を目的とした贋作との指摘もある。手紙で推奨された手口は、イスラム教徒の両親に対して性教育、他宗教についての教育、男女混合のスポーツが児童に悪影響を及ぼすことを訴えることで、校長を含めた学校指導部の入れ替えを促進し、よりイスラム教に沿った教育を導入し、最終的に学校をアカデミー化（自治体の管轄外に置かれた公立学校）するというもので、20年前から兆候があったとする証言も出ている。2005年ロンドン同時爆破事件以降、若いイスラム教徒の過激化阻止はテロ防止戦略の柱であり、政府独立機関の教育水準局と市参事会の調査と並行して、教育省もテロ対策専門家を長とする調査団を編成し、必要な対応をとっている。

（海外立法情報課・岡久 慶）

## 【フランス】 国会議員及び欧州議会議員の兼職規制の強化

現行法上、国会議員及び欧州議会議員は、州議会議員、県議会議員、人口1,000人以上のコミュン（市町村）の議会の議員、コルシカ議会議員、パリ議会議員等のいずれか1つまでであれば兼職することができる。国会議員の約80%、欧州議会議員の約48%が地方議員を兼職しており、これは他の欧州諸国と比べて高い割合である。これについては、議員が各議会の職務に割く時間が減少することや、国政と地方政治の過度の接近などの問題が指摘されていた。そこで、国会議員及び欧州議会議員が特定の地方公選職を兼職することを禁止するために、組織法律第2014-125号及び法律第2014-126号が制定された。兼職が禁止された地方公選職は、州議会議長及び副議長、県議会議長及び副議長、コムミュン議会議長及び副議長、課税自主権を有するコムミュン間協力公施設法人（複数のコムミュンで組織する相互協力のための行政組織）の議会の議長及び副議長等である。当該規定は、2017年4月1日から施行される。

（海外立法情報課・服部 有希）

## 【フランス】 選挙における白票の集計

フランスの国政選挙や地方選挙においては、日本と同様に、白票と無効票を区別せずに集計する。例えば、2012年の大統領選挙の第2回投票（第1回投票の得票数上位2名による決選投票）では、投票数の約5.8%が白票又は無効票であった。しかし、白票は、いかなる候補者も選択しないという明確な政治的意思の表明であるとされ、単なる書き損じや選挙制度自体に従わないという意味表示である無効票や、選挙に対する無関心からくる棄権とは異なると考えられている。このまま白票が区別なく集計される状態が続けば、選挙に対する不満がつのり、棄権者数が増加することも危惧される。そこで、選挙の白票を区別するための2014年2月21日の法律第2014-172号が制定された。同法により、今後、どの選挙においても、白票は無効票と区別して集計され、その数は開票結果とあわせて公表される。ただし、有効投票数に、白票数は含まない。同法は、2014年4月1日から施行されている。

（海外立法情報課・服部 有希）

## 【フランス】 2014 年の年金制度改革

フランスの年金制度の赤字は、2012 年に公的な研究機関が出した予測によれば、2020 年までに約 200 億ユーロとなる。これを受けて、年金制度の将来及び公平性を保障する 2014 年 1 月 20 日の法律第 2014-40 号が制定された。同法は、2020 年までに年金財政の均衡を確保し、この均衡を 2040 年まで維持することを目的とする。同法の主な内容は、次のとおりである。①年金の受給開始年齢は、62 歳に据え置く。②満額受給に必要な保険料拠出期間を現行の 41 年 6 か月（166 四半期）から 43 年（172 四半期）に延長する。③労使それぞれが負担する年金の保険料率を、2017 年までの 4 年間で 0.3 ポイント引き上げる。④従来は非課税であった子を 3 人以上養育した者を対象とする 10%の年金の増額分に所得税を課税する。⑤産休期間を全て保険料拠出期間に算入する。⑥若年者の職業研修期間を全て保険料拠出期間に算入する。⑦将来の年金受給額等の個人の年金に関する情報を一元化して提供するオンラインサービスを 2017 年までに創設する。 （海外立法情報課・服部 有希）

## 【ドイツ】 抗生物質の家畜への使用を削減するための医薬品法改正

EU では 2006 年以降、成長促進剤として抗生物質を家畜に使用することが禁じられており、その使用は治療に必要な場合に限定されている。しかし、2011 年にドイツで家畜に使用された抗生物質は 1,734 トンであり、抗生物質耐性菌の発生及び増殖を防ぐためにも、抗生物質の使用を更に減らさなければならないという課題があった。このため、医薬品法が改正され（BGBl. I 2013 S.3813）、家畜に対する抗生物質の使用頻度に関するデータベースが連邦消費者保護庁に設置されることになった（第 58c 条）。このデータベースにより、家畜経営の規模ごとに抗生物質の使用頻度を比較することが可能となる。家畜飼育事業者は、使用頻度が基準値よりも高い場合には、獣医師と相談してその理由を検証し、抗生物質を使用する治療を減らすための計画を策定しなければならない。州の所管官庁は、事業者による当該計画の実施を監督する（第 58d 条）。なお、改正法は、2014 年 4 月 1 日から施行されている。 （海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【ドイツ】 現代史研究のために学問の自由を強化する連邦議会決議

ドイツの近年の現代史研究においては、連邦の官庁等におけるナチス期と戦後期の間の人的及び組織的な連続性と断絶が盛んに議論されている。各官庁は、このために歴史学者により構成される独立した委員会を設置し、委員会の報告書の多くは公表されている。このような現代史研究を促進するために、2012 年 11 月、連邦議会は、キリスト教民主・社会同盟、社会民主党及び自由民主党の 3 党が共同で提出した、学問及び研究の自由の強化に関する決議案を採択した。決議においては、行政府及び司法府、特に連邦憲法裁判所が戦後民主主義の発展にとって果たした役割が認められ、官庁や裁判所は、過去の資料を研究の用に供すべきことが確認された。また、連邦議会は、決議において、連邦政府に対し、情報公開を促進するための連邦公文書館法及び連邦憲法裁判所法等の改正を勧告した。これを受けて、連邦憲法裁判所の文書の開示に関して連邦憲法裁判所法が既に改正されている（BGBl. I 2013 S.3463, 2013 年 9 月 4 日施行）。 （海外立法情報課・渡辺 富久子）

### 【ドイツ】 2014 年の法定年金保険の保険料率を据え置くための法律

法定年金保険の保険料率は、社会法典第 6 編第 158 条の規定により、剰余金の状況に応じて毎年見直される。2013 年の剰余金は 310 億ユーロと過去 20 年間で最高であり、2014 年の保険料率は、2013 年の 18.9%から 18.3%に引き下げられるべきところであった。しかし、今後の高齢化の進展に鑑み、また、2013 年 12 月に発足した連立政権が連立協定に掲げた年金政策の実施に必要な額を確保するために、2014 年の保険料率を 2013 年の保険料率 18.9%に据え置くことが、法律で定められた (BGBl. I 2014 S.260)。この措置による 2014 年の法定年金保険の増収額は、約 75 億ユーロとされている。他方、連立協定に掲げられた新しい年金施策 (2014 年 7 月 1 日から実施予定) は、1991 年以前に育児休業を取得した女性に対する年金支給の増額、45 年間保険料を納付した者に通常より 2 年早く満額の年金受給を可能とすること等を含み、これらのために毎年約 90 億ユーロの支出増が必要とされている。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

### 【ロシア】 CIS 自由貿易地帯へのウズベキスタン加盟のための議定書批准

2014 年 3 月 26 日、旧ソ連諸国で構成する独立国家共同体 (CIS) の自由貿易地帯 (ZST) をウズベキスタン共和国に適用するための議定書の批准がロシア議会で可決され、4 月 2 日にプーチン大統領の署名によって承認された。ZST は CIS 加盟国内で関税を撤廃し、域内の自由貿易を促進する目的でロシアが 2011 年に提案したものであり、2011 年 10 月の CIS 首脳会合においてロシアをはじめとする 7 か国が署名した (2012 年から施行)。しかし、ウズベキスタンは 2011 年に ZST 創設条約に加盟しておらず、2013 年に入ってから署名となった。このため、ウズベキスタンの加盟手続として前述の議定書が採択され、ウズベキスタンのほかに 2 か国が同議定書を批准すれば加盟が認められると規定された。ウズベキスタンは 2013 年 3 月に同議定書を批准しており、今回、ロシアも批准を完了したため、あと 1 か国が批准すればウズベキスタンの加盟が成立する。

(海外立法情報課・小泉 悠)

### 【韓国】 選挙制度に対する憲法裁判所の違憲決定

2014 年 1 月 28 日、憲法裁判所が、政党法第 44 条第 1 項第 3 号の規定による政党登録取消し規定 (任期满了に伴う国会議員選挙において有効投票総数の 2%以上を獲得できなかった政党の登録を選挙管理委員会が取り消す規定) に対し、違憲決定 (ただちに無効) を下した。また、従来、受刑者等 (執行猶予中の者を含む) の選挙権は、公職選挙法第 18 条第 1 項第 2 号及び刑法第 43 条第 2 項の規定により一律に制限されていたが、憲法裁判所は同日、執行猶予中の者の選挙権を制限する条項に対して違憲決定を下すとともに、服役中の受刑者の選挙権を制限する条項に対して憲法不合致決定 (違憲だがただちに無効としない) を下した。憲法裁判所は立法者に、2015 年 12 月 31 日までに犯罪内容等に応じた新たな立法措置を講ずる義務を負わせ、期限までに立法措置が講じられないときは、2016 年 1 月 1 日から服役中の受刑者の選挙権を制限する条項が無効となる。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

## 【韓国】 予算措置を伴う議員立法等に対する規制の強化

2014年3月18日、国会法一部改正法律が制定され、予算措置を伴う議員立法等に対する費用推計書提出義務が強化された。改正前の国会法においても、国会議員又は委員会が予算措置を伴う法案を提出したときは、費用推計書を併せて提出することが義務付けられていた。しかし、議員提出法案については、費用推計が困難な場合は提出しなくともよいとする国会規則上の例外規定を利用して提出を免れる場合が多く、委員会提出法案に至っては、ほとんど提出されないのが実態であった。さらに、委員会修正法案が予算措置を伴う場合の費用推計に関しては、規定自体が存在しなかった。法改正により、費用推計実施機関が国会予算政策処に一元化されるとともに、予算措置を伴う議員立法に際して費用推計書又は国会予算政策処に対する費用推計要求書の提出が義務付けられた。予算措置を伴う委員会提出法案及び修正法案についても費用推計書の提出が義務付けられたが、急を要する場合は、当該委員会の議決により提出を省略できる。 (海外立法情報課・藤原 夏人)

## 【韓国】 文化基本法の制定

2013年12月30日、文化基本法が制定され、2014年3月31日に施行された。従来の文化芸術関連法制は、「文化芸術振興法」、「文化産業振興基本法」等、創作者の活動支援や文化芸術産業の振興に焦点を当てていたのに対し、文化基本法は、国民が文化を享受する権利、国及び地方公共団体の文化政策のあり方や責務等について規定している。文化基本法では、国民が差別なく自由に文化を享受する権利を有することが明記されるとともに、国に対して5年ごとに文化振興基本計画を策定することが義務付けられた。また、国及び地方公共団体が、地域間格差の解消等を通じた国民の文化的権利の拡大のための実態調査及び調査研究を実施することも義務付けられた。さらに、国及び地方公共団体が各種の計画及び政策を策定する際に、文化的な観点から国民の生活の質に及ぼす影響を評価し、文化的価値を社会に拡大させる「文化影響評価」に関する規定も設けられた。文化影響評価の対象、手続、方法等に関する事項は、大統領令で定められる。 (海外立法情報課・藤原 夏人)

## 【中国】 国家新型都市化計画(2014-2020年)

中国の今後の都市化推進の基本方針を定めた重要文書「国家新型都市化計画(2014-2020年)」が、2014年3月16日に発表された。計画の内容は、都市に流入した農民の都市住民化の秩序ある推進、都市化の地域分布及び形態の最適化、都市の持続可能な発展能力の向上、都市と農村の一体的発展の推進などの項目からなり、都市と農村の格差是正に焦点が当てられている。中国は改革開放政策の下で産業構造の高度化により急速に都市化が進行してきた。1978年と2013年を比較すると、全国の都市常住人口は1.7億人から7.3億人へと増加し、都市化率も17.9%から53.7%へと上昇した。一方、多数の農民が農民工となって都市に流入しているが、都市と農村では戸籍に区別があるため、都市戸籍を持たない農民工は社会保障や教育が受けられない状況に置かれている。計画では、農民工に都市戸籍を段階的に付与していくこと、農村部で居住地域の集約による都市化を進め農民の生活水準向上を図ることなどの方針が示されている。 (海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

## 【中国】都市住宅保障条例案

中低所得家庭の住宅困窮問題の解決を目的とする都市住宅保障条例案（意見募集稿）が2014年3月28日に公表され、4月28日まで意見公募が行われた。中国政府は、都市部において、中低所得の住宅困窮家庭への対策として、「保障性住宅」と呼ばれる低賃料住宅等の整備を進めている。条例案は、この「保障性住宅」の基本的な整備方針、行政の責任、入居条件及び手続等について定めるものである。条例案の構成は、第1章：総則、第2章：計画及び建設、第3章：保障性住宅の申請、使用及び退去、第4章：家賃補助、第5章：民間活力導入、第6章：監督管理、第7章：法的責任、第8章：附則とされ、全52か条から成る。中低所得家庭に対する住宅保障を県級以上の人民政府の重要な責任とすることが明記され、各人民政府に対し整備計画の策定とその予算化を義務付けている。また、入居に当たっての公平性の確保や不正の防止等についての規定も設けられている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

## 【中国】医療器械監督管理条例の改正

医療器械監督管理条例（2000年4月1日施行）の改正案が2014年2月12日、国務院第39回常務会議で可決、成立し、3月7日に公布された。条例は、医療器械の安全と効果の確保を目的としているが、近年、医療器械が多様化、高度化する中で、現行規定では十分対応できない事態が増えていた。改正条例は、総則、医療器械の製品登録及び記録保存、医療器械生産、医療器械の営業及び使用、欠陥事故の処理及び医療器械のリコール、監督検査、法的責任、附則の8章全80か条から成り、6章全48か条の現行条例より大幅に拡充されている。改正条例は、リスクの程度に基づく分類管理方式を導入し、高リスクの器械は登録制度により管理を強化する一方、低リスクの器械は許認可事項を減らすなど規制を緩和した。また、医療器械欠陥事故調査制度、登録済医療器械の再評価制度、医療器械のリコール制度などが新設され、医療器械の生産者責任及び設置者の安全管理義務が強化された。改正条例は6月1日から施行される。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

## 【オーストラリア】連邦上院、炭素税、鉱山税関連法案を否決

2013年9月発足のアボット保守連合政権は、2012年7月労働党のギラード政権時に導入した炭素税、鉱山税等について選挙時の公約のとおり廃止する法案を提出し（本誌258-1号（2014年1月刊）で既報）、2014年3月連邦議会下院は可決したが、上院は否決した。当時上院は下院と異なり野党の労働党、緑の党が優勢であった。両院の結論が不一致の場合には3か月経過後（6月後半以降）に両院を解散することもでき（憲法第57条第1項）、過去に例もある。しかし今回は、昨年の上院選挙の結果選ばれた上院議員の任期が今年7月に始まることもあり、さらにウェスタン・オーストラリア州でやり直し選挙が4月にあったばかりで、7月以降の上院の政党の勢力分野の見通しがなお微妙な段階にあるので、法案の帰趨は明らかでない状況にある。

（海外立法情報調査室・吉本 紀）

## 【フィリピン】青年評議会選挙の延期

2013年10月3日、アキノ大統領が青年評議会選挙を延期する法律に署名した。青年評議会は、最小行政単位であるバランガイにおける青年代表機関で、15～17歳の男女から選出される。バランガイの青少年行政に関与し、予算の割当てでもある。しかし、利益誘導や不透明な予算使途など、「汚職の学校」として、青少年の教育上不適切との声があがっていた。同法により、同年10月28日のバランガイ選挙と同時に実施される予定であった青年評議会選挙は1年延期され、現評議員の任期満了後のポストは空白のままにされる。また青年評議会が持つ青少年対策予算は、バランガイ評議会が執行する。青年グループ代表のテリー・リドン下院議員は、青年評議会の事実上の廃止であり、青少年の政治からの排除であると反発し、また次期大統領選挙(2016年)で青年層をコントロールするための議員たちの画策だと批判している。他方、法案起草者であるマルコス Jr.上院議員は、青年評議会の廃止を意図しておらず、改革のための猶予を議会に与えるためとしている。

(海外立法情報課・藤倉 哲郎)

## 【ベトナム】入札法の改正

2013年11月26日、国会は、2005年制定の旧入札法を全面的に改めた新法を可決した。適用範囲は、国家機関、政府系組織、国有企業の事業のほか、総事業費の30%以上に国費が使用される、又は30%未満で5千億ドン(約23億円)以上の国費が使用される事業である。新法は、共産党・政府による国内産業育成、国産品消費奨励の方針に従い、国産品利用や国内業者への優遇措置を定めている。請負事業で提供される物品の国産比率が25%を超える場合や、外国業者と合同で入札に参加する国内業者の分担率が25%を超える場合には、入札に際して優遇を受けられる。また、従来の入札で国有大企業に比して不利であった国内中小企業を優遇する規定が定められている。この他、入札評価の多様化、請負業者の責任の明確化、入札手続の簡素化、入札の監視強化、罰則規定の明確化、電子入札による手続の簡素化・透明化などを図る規定が含まれている。新法は2014年7月1日に施行される。

(海外立法情報課・藤倉 哲郎)